

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回本庄市介護保険運営協議会
開催日時	令和5年8月22日(火) 午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 2時35分まで
開催場所	本庄市役所 6階 大会議室
出席者	運営協議会：巴委員、堀口委員、丸橋委員、森委員、高橋委員、菌部委員、竹内委員、太田委員、大屋委員、金井委員、須藤委員、山形委員、五十嵐委員、戸塚委員 事務局：山田福祉部長 介護保険課：丸山課長、土屋課長補佐、小山主査、吉田主査 高齢者福祉課：内田課長、宮前課長補佐、山口係長、山本主査、木村主査 株式会社ぎょうせい：廣田主任研究員
欠席者	櫻井委員
議題 (次第)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 審議事項 (1) 在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査の報告について (2) 事業所ヒアリング実施報告について (3) 次期計画策定にあたっての各課事業照会結果について (4) 第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について 報告事項 (1) 地域密着型サービスについて 4 その他 5 閉会
配付資料	・次第 ・資料1-1 事業所調査実施概要 ・資料1-2 在宅生活改善調査集計結果 ・資料1-3 居所変更実態調査集計結果 ・資料1-4 介護人材実態調査集計結果 ・資料2 事業所ヒアリング実施報告 ・資料3 本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画掲載事業確認シート ・資料4-1 本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 ・資料4-2 基本指針の構成について ・資料5-1 地域密着型サービス事業所指定・更新・廃止状況 ・資料5-2 地域密着型サービス利用状況一覧 ・令和4年度 介護保険事業概要

主 管 課	福祉部介護保険課
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
司会	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、令和5年度第2回本庄市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日司会進行を務めさせていただきます介護保険課の土屋と申します。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>開会に先立ちまして、新委員をご紹介いたします。名簿をご覧ください。第1号委員の自治会代表として選出されておりました境野和男委員と萩原輝幸委員が退任され、新たに後任として、丸橋健司委員と櫻井忍委員が就任されました。櫻井委員につきましてはご都合により本日欠席されています。また、第1回運営協議会においてご紹介しました戸塚寛委員が本日ご出席いただいております。丸橋委員と戸塚委員に自己紹介を兼ねて一言ずつお願いしたいと思います。</p>
各委員	(各委員自己紹介)
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>それでは開会にあたりまして、高橋会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日はお暑い中、運営協議会にご出席賜りありがとうございます。</p> <p>現在コロナは第9波かと言われておりまして、結構流行しています。全数把握をやめました5月8日から3ヶ月経ちましたが、現在は定点把握でやっております。直近のデータは医師会の方でも分かりませんが、それまでは埼玉県の1週間の1医療機関での感染者の平均値が16.36という数が多いです。日常において、インフルエンザは夏はないわけですが、コロナに関しては冬場とか夏場とかいわゆる流行の季節性の要因があまりないのではないかという印象です。そのような中ではございますが、皆様ぜひご健康には注意されてください。</p> <p>本日は、第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案が提案されます。ぜひ活発なるご議論をよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>●配布資料確認</p> <p>不足等がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。</p>
司会	<p>本日、1名の委員が欠席でございますのでご報告いたします。</p> <p>本庄市介護保険運営協議会委員の定数につきましては、本庄市介護保険</p>

	<p>条例第14条第1項により、15名となっております。本日の出席委員は14名でございますので、2分の1以上に達しております。条例第16条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
司会	<p>3 議題</p> <p>それでは議題に入ります。議長は介護保険条例第16条第1項の規定に従い、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議事進行につきまして委員の皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>まず議事録署名人の指名を行います。本日は名簿順で堀口伊代子委員と丸橋健司委員をお願いします。よろしく申し上げます。</p> <p>審議事項</p> <p>(1) 在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査の報告について</p> <p>それでは議題(1)在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査の報告について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局 (受託事業者)	<p>●資料1-1、1-2、1-3、1-4に基づき、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査について、配布事業所数、回収事業所数、回収率、調査の目的、概要、調査結果等について説明。</p>
会長	<p>はい、ただいまの説明の他に、事務局から追加の説明はありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
会長	<p>今の説明について、委員の皆様から何か質問はありますでしょうか。はい、〇〇委員。</p>
委員	<p>資料1-2在宅生活改善調査集計結果の9ページと10ページですが、生活の維持が難しくなっている理由として、「費用負担が重いから」という項目がありますが、施設に入ってその施設費がかかるから費用負担が重いというのは分かりますが、この費用負担というのは具体的にどういったものかご説明をお願いします。それから15ページですが、下の在宅サービスのところで、先ほどのご説明の中では、サービスがないかもしれないけれどもサービスがあれば在宅でもいられるというご説明がありましたが、夜間対応型訪問介護の5人は、本庄地域には夜間対応型があるけれども児玉地域にはないということで、この5人というのはどこの地域の方なのかということが分かればご説明をお願いします。</p>
事務局 (受託事業者)	<p>はい。まず1点目の質問で9ページの生活の維持が難しくなっている理由というところがございます。この中の費用負担が重いということについては、この調査が自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活</p>

	<p>の維持が難しいというところが大前提となります。9ページにあります費用負担が重いということについては、新たにサービスを追加したり、または現在使っているサービスの回数を増やすといったところかと思えます。従って、何らかのサービスを追加するための費用を捻出するのが難しい、支払うのが難しいといったことがこの選択肢の意図とお考えいただければと思います。また、2点目のご質問でございます。本庄地域と児玉地域でサービスの偏重があるということですが、この調査自体は地区での集計をしない性質の調査となっております。また、調査は厚生労働省が示した調査様式・方法に則って実施しておりますので、それぞれの地区での違いといったものについてはなかなか見えないといったところはあります。当然お住まいの地域によって存在するサービス、存在しないサービスがありますので、そういったところも若干影響しているのかと認識しております。それぞれ個別のケースを見ながらこういった部分については検討していく必要があるのではないかと考えておりますので事務局の皆様とご相談させていただければと思います。以上です。</p>
会長	<p>よろしいですか。他に何かご質問ありますか。</p> <p>ないようですので、それでは事務局の説明のとおり了承することでご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ご異議ないようでございますので、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査の報告については了承されました。</p> <p>(2) 事業所ヒアリング実施報告について</p> <p>次に、議題(2)事業所ヒアリング実施報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (受託事業者)	<p>●資料2に基づき、事業所ヒアリングについて、団体の概要、聴取した内容等について説明。</p>
会長	<p>はい。事務局からは追加の説明はございませんか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは委員の皆様からのご質問を受けたいと思います。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p>1つよろしいですか。サルーンもとまちはNPOではないですね。</p>
事務局 (受託事業者)	<p>はい。NPO法人という形ではなくて、いわゆる自治会の活動の延長という印象を私としては受けました。自治会をベースに活動されているところだと思います。</p>
会長	<p>そこで質問なのですが、その場合にかかる費用はどのような形でどこから出ているということになりますか。また、民生委員活動をサポートする組織ということですが、民生委員さんとはどのような関係になっているのか、そのあたり分かる方がいたら教えてほしいのですが。</p>

	本実施報告においてそれほど重要な質問ではないということで、後でお分かりになったら教えていただければ結構です。
会長	他に何かご質問はございますか。 それでは、ただいまの議題（２）について、これを了承することにご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご異議ないようですので、（２）事業所ヒアリング実施報告については了承されました。 （３）次期計画策定にあたっての各課事業照会結果について 次に、議題（３）次期計画策定にあたっての各課事業照会結果について、事務局からの説明をお願いします。
事務局 （高齢者福祉課）	●資料３に基づき、第１０次高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画に掲載している事業について、各課へ照会した結果を説明。
会長	はい、今の説明について何かご質問はございますか。 それでは特に質問がないようですので、ただいまの説明のとおり了承することでご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご異議ないようですので、次期計画策定にあたっての各課事業照会結果については了承されました。 （４）第１０次高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の素案について 次に、議題（４）第１０次高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の素案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 （高齢者福祉課）	●資料４－１に基づき、第１章から第４章までの修正等を加えた部分や重要点を中心に説明。
事務局 （介護保険課）	●資料４－２に基づき、国が示す基本指針の構成等の見直し案について説明。 資料４－１の１０ページ、要支援・要介護認定を受けるに至った原因疾病について説明。
会長	それではただいまの資料４－１と４－２の説明について、合わせて何かご意見やご質問はありますか。はい、どうぞ。
委員	資料４－１、６３ページの主な取組のところですが、③心配ごと相談事業のところ、「地域の民生委員が」と書いてありますが、実際には心配ごと相談員というのが位置付けられていますので、ここは「心配ごと相談員（民生委員）」というような形で書かれた方がいいと思います。それともう１点、とても細かいところで申し訳ございません。５５ページの上から６行目ですが、「認知症の人」とありまして、１７行目は「若年性認知症の方」とあり、「人」と「方」が混在していて、４２ページの国の施策等を引用したところでは「人」という使い方をしていきますので、皆さんの

	ご意見でどのようにするか決めていただいた方がよいと思います。混在しているのが気になりました。以上です。
会長	はい、今の〇〇委員の質問に対して事務局からの回答をお願いします。
事務局 (介護保険課)	はい。事務局としても「人」で統一しようとチェックをしたつもりですが、一部漏れがございますので、基本的には「人」で統一させていただきたいと思えます。
会長	はい。ではそうしていただければと思います。最初の質問に対してはいかがですか。
事務局	すみません、質問の内容についてもう一度お願いします。
委員	63ページの③心配ごと相談事業のところで、「地域の民生委員が」という書き方になっていますが、「心配ごと相談員」という職があるので、「心配ごと相談員（民生委員）」という書き方をしたらどうかと思うのですが。本日午前中に「心配ごと相談員」の委嘱状を交付することがありました。その際「私は民生委員の立場なのでしょうか、心配ごと相談員の立場なのでしょうか。」とご質問をいただいて、回答にとまどったことがありました。どちらかというとならぬと委嘱状を交付しているから「心配ごと相談員」なのかなということでお話をさせていただきました。
事務局	ありがとうございました。そうしましたら、そういった形で表記の方は改めさせていただきますのでよろしく願いいたします。
会長	心配ごと相談員さんというのは民生委員さんの中で選ぶのですか。
委員	そうです。民生委員さんから選んでいただいて、8人いらっしゃいます。
会長	他に何か、ご質問やご意見はございますか。よろしいですか。 それでは、今の質問も含めまして事務局説明のとおり了承することでご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご異議ないようですので、第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案については了承されました。 報告事項 (1) 地域密着型サービスについて 続きまして、報告事項(1)地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	●資料5-1、5-2に基づき説明。第1回運営協議会での質問について補足説明。
会長	はい、ただいまの報告事項について、ご意見ご質問ございますか。それではないようですので、本日の議題につきましては全て終了いたしました。 この後の進行は事務局にお返しします。

	本日の議題進行へご協力いただきありがとうございました
司会	<p>4 その他</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に次第4その他でございますが、委員の方、事務局から何かございますか。</p> <p>そうしましたら、先ほどの議題（1）の中で、〇〇委員よりご質問をいただいた件で、そのときはお答えできなかったのですが補足をさせていただきます。資料1-2の15ページで、夜間対応型訪問介護が5人いるけれども児玉地域にはないのでその辺りはどうなのでしょうかとご質問をいただきました。確かにお答えさせていただいたとお集計がとれるような調査ではないことはそのとおりですが、この調査の項目といたしましては、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている状況において、どのようなサービスに変更することで改善できますかという質問に対して、在宅サービスの中で「夜間対応型訪問介護」を選ばれた方が5人いたということになります。本庄市内においては、本庄地域においても夜間対応型訪問介護を提供している事業所はありませんので、あくまで夜間対応型訪問介護のサービスがあれば在宅で生活できるのではないかと捉え方をさせていただいたほうがよろしいのかと思ひまして、補足をさせていただきました。</p>
委員	はい。虫は夜間対応型ではないのですね。
司会	<p>はい。夜間対応型訪問介護ではなく定期巡回サービスになります。</p> <p>それでは、今後の運営協議会の予定についてお知らせします。本日は第2回目ですが、第3回目を10月31日（火）、第4回目を令和6年1月30日（火）に開催させていただき予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、これで本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>最後に、閉会のあいさつを堀口副会長にお願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>5 閉会</p> <p>皆様大変お疲れ様でございました。これを持ちまして令和5年度第2回本庄市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でございました。</p>